

研究

大島潤拓の古文書

毛利高政の農政を物語る貴重資料

先達て鶴谷函島を以て郷土屋敷員から、大島から  
松尾郡が属して、その最盛期は、その最盛期は、その最盛期は、  
のあるものたるを、曾見て、これに、これに、これに、  
届いたその古文書は、保存のきれいな折紙で、且て流矢  
眞雄先生（鶴岡高野大庄屋家）に、その外で見か  
けたことのある、独得の筆蹟、ちやんと高政の抱擁書か書  
かれてある。それには次のように書かれてある。

當大嶋浦之儀屋敷方之儀、日不申及野にて、山不  
ても竹木伐はらひ、表成共、粟成共、作付可申候年貢  
之儀、日永代免し、とらせ候間、作取仕可致候、堅得共、  
意、可作取者也、  
元和四年十一月廿九日 高政（花押）  
保勢守  
尚以小百姓に、此旨申、此旨申、  
急度、表まき可申候、  
大嶋市兵衛、  
市兵衛、  
以上、

古書  
大嶋浦之儀屋敷方之儀、日不申及野にて、山不  
ても竹木伐はらひ、表成共、粟成共、作付可申候年貢  
之儀、日永代免し、とらせ候間、作取仕可致候、堅得共、  
意、可作取者也、  
元和四年十一月廿九日 高政（花押）  
保勢守  
尚以小百姓に、此旨申、此旨申、  
急度、表まき可申候、  
大嶋市兵衛、  
市兵衛、  
以上、

(註) □のニ分所は、文を畫いてあり、二字と見て、答（からい）山登（成）  
と読んだが、去る八年の研究會では、久敷（ひさし）と解讀した。  
尚研究中である。

大島潤拓について、は鶴岡路史に次の様に述べている。

「元和四年十一月、月、農市兵衛をして大嶋を潤拓せし  
む。中嶋村に在り、市兵衛農桑に力め、人民務  
り居る者、年々、漸く増す。因て、里正となし、永く  
其の祖を慕す。」  
（鶴岡路史、増補版、改訂版による）

上掲の古文書は、まさにこの鶴岡路史の記事を実証する  
貴重な裏付け史料で、大島の野山ととなりとも自由に関  
いて、屋敷はもとより、潤拓の所へ、良表でも粟でも作れ  
永代年貢免除にする作り取り、ただ作付たとし、尚當年  
中に必ず表をまけ——とすめてある。

この古文書を私達は「大島神將家の庄屋文書」と呼ぶ  
ことにしたい。鶴見野大島宮地下、神將ハツ民の家には伝  
わるまのである。即ち庄屋市兵衛を先祖と仰ぐ家である。  
このように歴史を裏付ける資料というものは、その度々  
出て来るものでない。特に、此處文書は、幕藩体制下に於  
ける一般庶民に對し、藩庁がどのように降んでいたかと  
伝えるもので、收奪された農民の姿が如実にあら  
われている。この收奪年私に、赤木村大庄屋文書  
を斗々回りに亘りて紹介し、左うて充分御理解が頂けると思  
う。

この歴史文書と、鶴岡路史に對する大坂城代松平右  
衛門大將の文書が、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、  
庄屋文書が、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、  
は、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、  
期に、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、  
研究、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、  
ハ、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、お尋ねが、